

# IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol. 32 (2014 年 11 月～2015 年 2 月)

一般財団法人日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

地球温暖化対策に関する 2020 年以降の国際枠組みについては、2014 年 12 月の第 20 回気候変動枠組条約締約国会議（COP20）で、各国が提出する約束草案のフォーマットが合意され、2015 年 2 月のダーバン・プラットフォーム特別作業部会では、COP21 での合意の基礎となる各国の提案を集約した交渉テキストが作成された。交渉テキストについては、6 月の補助機関会合から、本格的な議論が行われる予定である。並行して、カンクン合意に基づく 2020 年までの各国の取り組みに関するレビュープロセスが、先進国の多国間評価、途上国の隔年進捗報告提出などを通じて運営が開始されており、その運営が 2020 年以降の枠組み検討にどのような影響を与えるか注視して行く必要がある。

各国レベルでは、中国が、2016 年開始予定の全国規模での排出量取引制度に向け、2014 年 12 月に「炭素排出権取引暫定方法」が公表された。米国は、2015 年 1 月に、気候変動対策の一つの柱としてメタン排出削減計画を発表し、インドでも約束草案の提出に向けて国内議論を進めている。

日本でも、約束草案の内容が産業構造審議会約束草案検討ワーキンググループ・中央環境審議会 2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会合同会合で検討されており、並行して建築物、運輸を含めた省エネルギー対策が、省エネルギー小委員会をはじめとしたさまざまな場で議論されている。

本稿では、このような 2014 年 11 月から 2015 年 2 月にかけて国内外で見られた地球温暖化分野の動向から、主なものをピックアップして解説している。

地球環境ユニット担任補佐 工藤 拓毅

## 目次

1. 自主的な約束草案のフォーマットに合意—COP20/CMP10 の結果.....	2
2. 途上国の隔年進捗報告提出、先進国の多国間評価 .....	3
3. 中国「炭素排出権取引管理暫定方法」を公表.....	5
4. 米国のホワイトハウス、石油・天然ガス供給部門からのメタン排出削減計画を発表..	6
5. オバマ大統領訪印 気候変動に係るインドの新目標提示には至らず .....	8
6. 建築物の省エネ基準義務化に向けて .....	9

## 1. 自主的な約束草案のフォーマットに合意—COP20/CMP10の結果

2014年12月1日から12日まで、ペルー・リマにおいて気候変動枠組条約と京都議定書の第20回締約国会議（COP20）／第10回締約国会合（CMP10）が開催された。今回のCOPでは、昨年から引き続き、2020年以降の国際的な枠組み構築に向けた交渉が行われた。

2020年以降の国際的な枠組みについては、2011年のダーバンで開催されたCOP18において、“議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果”の採択を目指して発足した“強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP: Ad hoc working group on the Durban Platform for enhanced action）”のもとで検討作業が行われている。これまでの交渉の中で、交渉に十分な時間をとるため早めに（2015年の第1四半期までが一つの目安）各国が自主的に決定する2020年以降の取組み（約束草案（Intended Nationally Determined Contribution: INDC））を条約事務局に提出することが合意されていたが、具体的な提出する報告の内容について合意されていなかった。2013年のCOP19/CMP9（ワルシャワ）においては、INDCについて、どのような情報を提供するのかCOP20で特定することが合意された。そのため、今回の交渉では特に、INDCにどのような情報を記載することが求められるのか、INDCのフォーマットに関する交渉に注目が集まった。

今回のCOPでは、途上国などは、先進国が提出するINDCにおいて、各国の温室効果ガスの排出削減目標だけではなく、グリーン気候基金（GCF: Green Climate Fund）などへの資金拠出額や技術協力、温暖化によって生じる損失と損害への対応策（ロス&ダメージ）、温暖化した環境へ途上国が適応するための対策に向けた支援なども記載するように求めた。また、中国、インドなどの新興国は、INDCにおいて気候変動枠組条約の基本的な原則である“共通だが差異ある責任”を踏まえる必要性を強調し、先進国・途上国が共通のフォーマットでINDCを提出することに強く反対した。このような途上国の主張に対してEUなどの先進国は、INDCの提出の後、COP21までの間に事前審査の機会を設けることを主張した。

12月11日（会議終了予定日の前日）の時点では、それまでの各国の主張を踏まえた複数の選択肢を含んだ議長提案が示されたが、全ての国が共通フォーマットでINDCを提出することを前提とし、削減目標、適応への取組み、資金援助などの項目をINDCに含めることとしていた。また、この議長提案では先進国が主張していた事前審査を実施する選択肢も盛り込まれていた。この提案については、各国が多くの問題点を指摘して交渉が難航した。最終日の12月12日を越えて各国の協議が続けられ、予定から2日遅れた12月14日に、ついに合意が得られた。

合意されたINDCのフォーマットは、当初の議長提案とは異なり、統一のフォーマットの導入を断念し、INDCに含まれる項目の具体例が示されるに留まり各国の裁量を大幅に認めるものとなった。具体例として示された項目は以下のものである。

- ・ 参照点（適当な場合には基準年）
- ・ 実施の時間枠および/または期間
- ・ （INDCのもとで取組む）対象の範囲
- ・ 計画策定プロセス
- ・ 前提と方法論的アプローチ（排出量および吸収量に関する推計・算定方法）
- ・ INDCが公平で野心的であるとする理由
- ・ 条約の温室効果ガス濃度安定化目標達成への貢献方法

各国が提出する INDC については、事前審査は行われずウェブで公開することのみで合意されたが、提出された全ての INDC に記載された削減目標によってどの程度の削減が見込まれるかについて事務局が分析することとなった。INDC では、各国とも既存の取組みを踏まえて、更に厳しい取組みを実施することが求められるとともに、適応への貢献策などを INDC に含めることも検討することが要請されている。

途上国、特に中国、インドなどが主張していた“共通だが差異ある責任”の尊重については、以下の文言を挿入することで合意が得られた。

*2015年に（合意に）達することが約束されている野心的な合意（パリ合意）には、「共通だが差異ある責任」原則を、異なる国内状況を踏まえて（in light of different national circumstances）反映させることを強調する”。*

この結果、途上国がこれまで主張してきた“共通だが差異ある責任”の解釈（先進国のみ削減義務を負う）を踏まえつつ、途上国の中でも排出量の大きい国への排出削減への取組みを求める余地も残した文言となった。一方で、国内状況を踏まえて限定的な取組みしかできないとの解釈もありうるため、中国やインドにとっては、自国の状況を踏まえ、より緩やかな目標設定を行う根拠ともなりうる。なおこの文言は、2014年10月の気候変動に関する米中合意に用いられたものであり、それが今回の合意で活用されたことになる。

このように、今回の COP において、INDC のフォーマットが合意されたことから、日本においては、具体的な記載内容の確定を目指した 2020 年以降の温暖化対策の検討作業が本格化していくことになる。また、今後の交渉においては、これまでの交渉の中で合意が得られていない、2020 年以降の国際的な枠組みにおける INDC の法的拘束力の有無や、INDC の履行状況を確認する審査手続きなどが論点となる。

（文責 小松 潔）

## 2. 途上国の隔年進捗報告提出、先進国の多国間評価

2010 年の COP16（メキシコ・カンクン）で採択された「カンクン合意」に基づく取り組みとして、2014 年 12 月 2 日にナミビアが各国に先駆けて隔年進捗報告を提出、また、第 20 回気候変動枠組条約締約国会議（COP20）期間中の 12 月 6 日と 8 日には、最初の先進国の多国間評価が行われた。

カンクン合意では、2013～2020 年の期間における各国の地球温暖化対策を促進することを目的として、以下の決定がなされている

- ① 先進国は、排出削減達成の進捗に関する隔年報告を提出すること、排出削減目標に係る排出量等の国際的評価・レビューのプロセスを実施に関する補助機関（SBI）の下で設立すること
- ② 途上国は、隔年進捗報告を提出しなければならないこと、隔年進捗報告の国際的協議・分析を SBI の下で実施すること

途上国による隔年進捗報告については、2011 年の COP17 (南アフリカ・ダーバン) 決定で、2014 年 12 月までに 1 回目の報告書を提出するとしている(2014 年 12 月 31 日までに、ナミビア、シンガポール、ベトナム、チリ、南アフリカ、アンドラ、韓国、ペルー、ブラジル、チュニジアの 10 か国が提出。その後、2015 年 2 月 26 日にマケドニア、3 月 12 日にボスニア・ヘルツェゴビナが提出したが、同年 3 月 15 日現在、提出国は合計で 12 か国に過ぎない)。隔年進捗報告書には、温室効果ガス排出量、緩和(削減)行動等を記載することになっており、これまで、途上国の温室効果ガス排出量は不定期にしか得られず、IEA 統計等でも毎年得られるのはエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のみであったが、報告書を通じて途上国におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスの排出量を含めて 2 年ごとに把握できるようになる。隔年進捗報告書に記載されているブラジルと南アフリカの温室効果ガス排出量を見たのが次の図であり、例えば、ブラジルでは、エネルギー起源排出量に比べて非エネルギー起源排出量が大きく、隔年進捗報告書により、温室効果ガス全体の排出実態が把握できるようになる<sup>1</sup>。

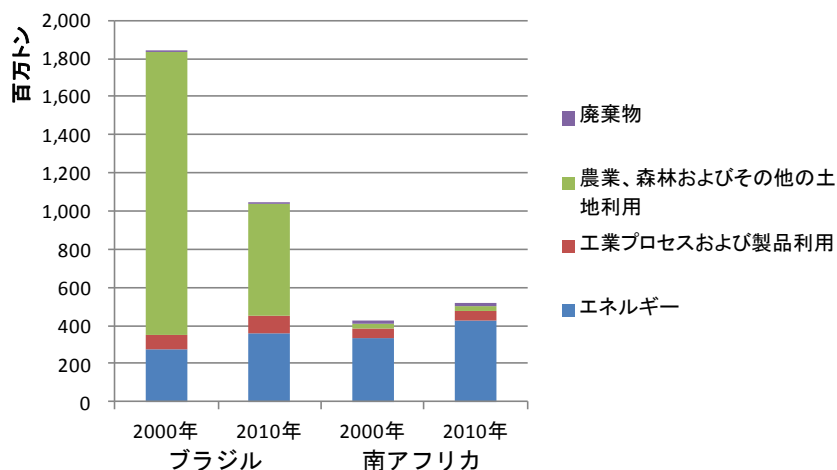


図 ブラジルおよび南アフリカの温室効果ガス排出量の変化 (2000~2010 年)  
(出所) ブラジルおよび南アフリカの隔年進捗報告書

隔年進捗報告は、今後、国際的協議・分析に付されることになる。ここで国際的協議・分析は、隔年進捗報告の技術的分析と促進的意見共有の 2 つのステップから構成されている。技術的分析は技術的専門家のチームにより行われる。一方促進的意見共有は、SBI によりワークショップとして行われ、当該国によるプレゼンテーションと質疑応答からなる。1 回目の国際的協議・分析は、隔年進捗報告の提出から 6 か月以内に開始されることになっている。

一方、先進国の国際的評価・レビューは、報告書に記載された情報の技術的レビューと、提示された排出削減目標の実施に関するレビューを加盟各国が行う多国間評価により実施される。多国間評価は、事前の書面による質問と評価対象国による回答、SBI 会期中の口頭によるプレゼンテーションと質疑応答からなる。COP20 では、このうちの SBI 会期中の

<sup>1</sup> ブラジルの農業、森林およびその他の土地利用からの排出量が急減しているが、これは森林破壊に伴う排出の急減と考えられる。

プロセスとして、最初の多国間評価が EU、ニュージーランド、スイス、米国など 17 か国・地域について行われた。日本も 2015 年 6 月にレビュー対象となることから、その具体的なやり取りがどうなるのか注目されたが、結果的にはプロセスは事務的に淡々と行われ、予定された時間より早く終了するなど、目標を含めた報告内容に関する厳しいやり取りには至らなかった。

このように、カンクン合意に基づく先進国・途上国の取り組みに関するレビュープロセスの運用が開始されたが、その進め方に関して各国から疑義が生じるといった状況にはない。一方で、パリで開催される COP21 で合意を目指す 2020 年以降の枠組みを巡っては、目標水準の評価とともに、目標達成の事後評価プロセスのあり方が議論されている。そのため、具体的な運用が開始された先進国の隔年報告・国際的評価・レビューや途上国の隔年進捗報告・国際的協議・分析プロセスは、2020 年以降の国際枠組みにおいて組み込まれる事後評価プロセスの制度デザイン検討に影響を与えることから、今後の事後評価の実際に注目していく必要がある。

(文責 田上 貴彦)

(出所)

- [1] UNFCCC ホームページ Submitted biennial update reports (BURs) from non-Annex I Parties  
[http://unfccc.int/national\\_reports/non-annex\\_i\\_natcom/reporting\\_on\\_climate\\_change/items/8722.php](http://unfccc.int/national_reports/non-annex_i_natcom/reporting_on_climate_change/items/8722.php)
- [2] UNFCCC ホームページ The multilateral assessment process  
[http://unfccc.int/national\\_reports/biennial\\_reports\\_and\\_iar/international\\_assessment\\_and\\_review/items/8451.php](http://unfccc.int/national_reports/biennial_reports_and_iar/international_assessment_and_review/items/8451.php)

### 3. 中国「炭素排出権取引管理暫定方法」を公表

中国国務院は 2014 年 12 月 10 日に、「炭素排出権取引管理暫定方法」を公表した。同「方法」の公表によって、2016 年の中国全国レベルでの統一 CO<sub>2</sub> 排出権取引制度の構築に向けて制度のフレームワークが制定されたことになる。

中国では現在全国 7 ヶ所で、それぞれ独立した試行的な CO<sub>2</sub> 排出量取引制度を実施している。具体的には深セン市が 2013 年 6 月 18 日から取引所を開設して制度を開始したことを皮切りに、上海市 (同 11 月 26 日)、北京市 (同 11 月 28 日)、湖北省 (同 12 月 19 日)、広東省 (同 12 月 19 日)、天津市 (同 12 月 26 日)、そして重慶市 (2014 年 6 月 19 日) で実施されている。

各取引制度は、それぞれの地方政府が独自の状況を踏まえて制度内容を検討・構築したために、異なった制度内容となっている。そのため、規制の対象産業、対象事業者選定に関する年間 CO<sub>2</sub> 排出量の裾切り値、排出枠の算出方法 (トレンド式やベンチマーク式等)、初期の排出枠の割り当て方法 (無償、有償の比率等)、MRV (測定、報告及び検証等) などの制度構成要素は、各制度間で共通のものもあれば、異なる点も多く認められる。

中国政府は、これらの取引所における試行的運営は 2015 年までとしており、2016 年からは全国規模に統一した取引制度の実施を目標としている。今回公表された「方法」は、この目標に向けた重要な一步と思われるが、以下に、主要な構成要素について整理する。「方法」では、制度内容の詳細化には至っていないが、全国規模への展開を予定している 2016 年までの時間は限られていることから、どういった実施細則が規定されるかも含めて、政府による対応の動向を注視していく必要がある。

主管部門	中国国家発展改革委員が排出量取引の国務院における主管部門（以下では国務院と表記）として、地方発展改革委員会が地方政府における主管部門（以下では地方政府と表記）として位置づけられる。国務院は対象温室効果ガス、対象産業範囲、重点排出企業の対象基準等を逐次、制定・公表するなど、全国レベルの制度の運営を管轄する。地方政府は対象企業を管轄し、国務院に報告するとしている。
対象企業	国務院が重点企業の対象基準を制定し、地方政府はその上に独自の基準を設定できるとし、国務院の確認後に一般公表。
対象産業	地方政府は国務院が定めた産業範囲を適宜拡大することができるとして、国務院の承認後に一般公表。
各地方政府への割り当て	国務院は経済状況、エネルギー構成等の要素を総合的に判断して決定。
割り当て方法	制度開始当初は無償割当を主とし、逐次、有償割当を導入して有償比率を引き上げる。
産業への割り当て方法	国務院が各業界の状況を踏まえて各業界の意見を参考にそれぞれの割り当て方法を制定する。地方政府はこれより厳格な割り当てを実施することができる。重点企業の割り当ては国務院の確認が必要。
取引対象	排出枠と CCER（China Certified Emissions Reduction : 中国が認定して発行した自主排出削減量）。
取引参加者	機構または個人
重点企業の MRV	年 1 回に計測、報告、監査等を実施。

（文責 沈 中元）

（出所）

- [1] 「炭素排出権取引管理暫定方法」（中華人民共和国国家発展改革委員会令第 17 号）、2014 年 12 月 10 日  
[http://qhs.ndrc.gov.cn/zcfg/201412/t20141212\\_652007.html](http://qhs.ndrc.gov.cn/zcfg/201412/t20141212_652007.html)

#### 4. 米国のホワイトハウス、石油・天然ガス供給部門からのメタン排出削減計画を発表

米国のホワイトハウスは、2015 年 1 月 14 日、石油・天然ガス供給部門からのメタン漏洩対策計画を発表した。この計画は、エネルギー省（Department of Energy : DOE）、環境保護庁（Environmental Protection Agency: EPA）、運輸省（Department of Transportation）そして内務省（Department of Interior）といった省庁横断型の計画として発表された。また、これに合わせて EPA が他の省庁に先だって後述の規制案を発表した。

メタンは二酸化炭素の 25 倍の温室効果を持つ物質であり<sup>2</sup>、2012 年の米国の温室効果ガス排出量の 9%を占めているため、この規制はオバマ大統領の気候行動計画で重要な位置づけとなる。特に、石油・天然ガス供給部門は米国のメタン排出源としては最大で、全体の 29%を占めていることから対策が急務とされてきた。オバマ大統領は、2014 年 3 月にメタ

<sup>2</sup> IPCC 第 4 次報告書の数値。

ン排出削減の包括的な計画を発表したが、石油・天然ガス供給部門に関して初めてその対策の内容が明らかとなった。

計画では、2012年比で石油・天然ガス供給部門からのメタン排出を2025年までに40～45%削減することを目標としている。このなかで、EPAは産業界との協力の下、新規及び改修されたガス井・油井からのメタン排出基準を策定する。また、DOEは、天然ガス供給に使われるコンプレッサーの効率基準の厳格化を継続するほか、2,500万ドルを投資して天然ガスの漏洩の検知と防止を行うための技術の実用化等を進める。さらに、運輸省はパイプラインの安全基準の厳格化により漏洩を削減し、内務省は、連邦政府の保有地におけるメタンの放出やフレアリングの削減を行う。

また、今回発表されたEPAの規制案では、VOC規制の対象を拡大して、新規および改修された油井・ガス井のメタン排出基準を設定する。EPAは2012年から大気汚染対策として石油・ガス供給インフラからの揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds: VOC)排出規制を行ってきた。さらに、EPAは既存の油井・ガス井についての自主規制導入に向けた交渉を産業界と行う予定である。規制の具体的内容については、2015年の夏までに発表され、その後パブリックコメント期間を経て2016年に最終化される予定である。

この発表に対して産業界からは、メタンの漏洩対策はメタン自体が商品であるという事業上のメリットから事業者として既に実施しているため、EPAの規制は不要であり、追加的な規制は自主的な取り組みを混乱させるとして反対の姿勢を示している。環境保護団体も、既存の油井・ガス井の排出規制が自主規制では不十分であるとしてEPAを批判している。一方、既存の油井・ガス井の自主規制について、シェール開発はそれに伴う環境汚染のイメージが強いため、事業者にとっては自主規制を実施することで地域住民との信頼醸成との機会となり、気候変動対策以外の便益も大きいとの意見もある。

オバマ大統領は2014年11月に、2005年比で温室効果ガスの排出量を2025年までに26～28%削減するという目標を発表したため、今回発表された規制案はそれに向けた重要な政策である。他方、2014年の中間選挙で上下両院とも過半数の議席を獲得した共和党は声高にEPAの環境規制の実施を阻む姿勢を表明しているため、今後規制の実現に向けた動向については、実施可能性も含めて、注意深く見守る必要がある。

(文責 渡辺 俊平)

(出所)

- [1] The White House, FACT SHEET: Administration Takes Steps Forward on Climate Action Plan by Announcing Actions to Cut Methane Emissions, January 14, 2015.  
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/01/14/fact-sheet-administration-takes-steps-forward-climate-action-plan-anno-1>
- [2] Environmental Protection Agency, FACT SHEET: EPA'S STRATEGY FOR REDUCING METHANE AND OZONE-FORMING POLLUTION FROM THE OIL AND NATURAL GAS INDUSTRY, January 14, 2015.  
<http://www.epa.gov/airquality/oilandgas/pdfs/20150114fs.pdf>
- [3] The New York Times, Obama Is Planning New Rules on Oil and Gas Industry's Methane Emissions, January 14, 2015.  
[http://www.nytimes.com/2015/01/14/us/politics/obama-administration-to-unveil-plans-to-cut-methane-emissions.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2015/01/14/us/politics/obama-administration-to-unveil-plans-to-cut-methane-emissions.html?_r=0)

---

<sup>4</sup> VOCは太陽光によって分解されオゾンを生じさせる。地表面のオゾンは、光化学スモッグに変化し、呼吸器系の疾患の原因となる。

- [4] American Energy Alliance, OBAMA'S METHANE SCHEME A SOLUTION IN SEARCH OF A PROBLEM.  
<http://americanenergycastle.org/2015/01/15/obamas-methane-scheme-a-solution-in-search-of-a-problem/>
- [5] Earthworks, Proposed methane rules welcome, but don't cover existing pollution.  
[http://www.earthworksaction.org/media/detail/proposed\\_methane\\_rules\\_welcome\\_but\\_dont\\_cover\\_existing\\_pollution#.VNHGtJ2Uea0](http://www.earthworksaction.org/media/detail/proposed_methane_rules_welcome_but_dont_cover_existing_pollution#.VNHGtJ2Uea0)

## 5. オバマ大統領訪印 気候変動に係るインドの新目標提示には至らず

2015 年 1 月 25 日、米国のオバマ大統領とインドのモディ首相が、“Shared Effort; Progress for All”と題した共同声明を発表し、米国からインドへの原子力発電所の輸出推進や両国間の気候変動対策などの協力が確認された。2014 年 12 月のインド国内の報道では、「1 月のオバマの訪印時に、太陽光の野心的な目標、および GHG 排出量のピーク年を含む実効的な新目標を公表するだろう」とされていたが、新目標の提示には至らず、パリで開催される COP21 での合意に向けて両国が協力すると記載されるにとどまった。

2014 年 11 月の米中共同宣言において、両国の温室効果ガス削減の新目標が公表されたことから、インド国内ではこれに続くべきだとする議論が高まっていた。これに対して、元 IPCC 議長であるパチャウリ氏は、BRICs (Brazil, Russia, India and China) の中で一人当たり GHG 排出量が最も低いこと等を理由に、インドは中国と状況が異なると述べていた。3 億人に電力アクセスがないことから、2022 年までにソーラーパネルを 1 億 kW 導入するという目標など、既存の政策を優先するべきであるという見方である。

今般の米印の共同宣言では、気候変動の適応策、技術革新、クリーンエネルギーと効率化技術の普及に関する 2 国間協力が確認された。また、モントリオール議定書に基づくフロン排出削減に関して、2015 年中に具体的な成果を出すことも盛り込まれた。

この他、大規模な再生可能エネルギーの協力にも注目が集まった。米国輸出入銀行はインド再生可能エネルギー開発庁と、クリーンエネルギー製品の輸出信用のための 10 億ドルの MOU を調印した。米国輸出入銀行のプレスには、“made-in-America”製品によって、「2019 年までに、13 億人へ 24 時間の電力供給を」というインドの政策を側面から支援すると謳われている。インドでは、事業における国産品の比率が定められており、米国製のパネル輸出が進んでいなかった。そのため、2015 年 1 月のケリー国務長官訪印時には、米国の製品輸出が阻害されているとしてソーラーパネルについて議論が行われるなど、今回の合意に向けた準備が進められていた。相手国の具体的な政策ニーズを満たしながら、自国の技術普及に関する機会を拓けるという二国間協力における側方支援の在り方は、相互に便益が生まれる協力関係の仕組みであり、日本にとっても良い参照事例になりうる。

地球温暖化政策に関して、インドは、コペンハーゲン合意において、「2020 年までに 2005 年比 20-25% の GDP 原単位の改善」を NAMAs (Nationally Appropriate Mitigation Actions) として登録している。2015 年 6 月には、約束草案 (INDC : Intended Nationally Determined Contributions) を国連に提出するという報道もみられることから、今後のインド国内における政策議論の展開を注視していく必要がある。

(文責 柳 美樹)

(出所)

- [1] India may set bigger climate change targets before Obama's R-Day visit, December 2, 2014



- [http://www.business-standard.com/article/current-affairs/india-may-set-bigger-climate-change-targets-before-obama-s-r-day-visit-114120101303\\_1.html](http://www.business-standard.com/article/current-affairs/india-may-set-bigger-climate-change-targets-before-obama-s-r-day-visit-114120101303_1.html)
- [2] Let's clear the air with more renewable RK Pachauri, January 22, 2015  
<http://www.hindustantimes.com/analysis/let-s-clear-the-air-with-more-renewables/article1-1309764.aspx>
- [3] U.S.-India Joint Statement साँझा प्रयास - सबका विकास” –“Shared Effort; Progress for All”  
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/01/25/us-india-joint-statement-shared-effort-progress-all>
- [4] Ex-Im Bank Chairman Hochberg Signs \$1 Billion Memorandum of Understanding to Support U.S. Clean Energy Exports to India  
<http://www.exim.gov/newsandevents/releases/2014/India-MOU.cfm>
- [5] ”India to submit climate plans to United Nations by June  
[http://articles.economictimes.indiatimes.com/2014-12-06/news/56780008\\_1\\_indcs-national-action-plan-climate-change](http://articles.economictimes.indiatimes.com/2014-12-06/news/56780008_1_indcs-national-action-plan-climate-change)

## 6. わが国の建築物の省エネ基準義務化に向けて

2015年3月24日、オフィスビル等の大規模な新築業務用ビルに対して省エネルギー基準の遵守を義務付ける「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案」が閣議決定された。本法律案は第189回通常国会で成立見込みである。本法案の主な内容は、①大規模な新築業務用ビルの省エネ基準適合を義務化すること、②中規模以上の新築業務用ビルの省エネ計画に関する届出義務ならびに省エネ基準に適合しない場合は、必要に応じ、所轄行政庁が指示を行うこと、③省エネ性能の優れた新築業務用ビルの容積率特例を認定すること、④省エネ基準に適合している新築業務用ビルは政府承認のエネルギー性能ラベルの表示を所轄行政庁の認定を受けて行えるものとするものの4点である。

今後数年後に大規模ビルでの義務化を実施した後、段階的に対象範囲を拡大、2020年度までに中規模の業務用ビルと住宅で省エネルギー基準を義務化するという工程表が提示されている。

現行の省エネルギー法では、300m<sup>2</sup>以上の建物を建築する際、エネルギー消費量に関する届出が義務化されているものの、基準の遵守は義務化されていない。これを新たに新築の大規模業務用ビルで基準遵守を義務化し、段階的に対象範囲を中小業務用ビルと住宅にまで拡大し、エネルギー消費増加が顕著な民生部門での省エネルギーを推進した上でCO<sub>2</sub>削減への寄与を目指す。

省エネ基準適合義務化の円滑な実施にあたり、様々な方策の実施が望まれる。特に、施工業者に対しては、省エネ基準の適合を促進するよう仕様標準を提示することによる支援が必要である。消費者に対しては融資や補助金支給の申請許可に向けた判断の基準となる建物の省エネ性能評価制度を構築した上で経済インセンティブを付与することが必要である。

先行しているドイツの事例においては、省エネ基準を満たすための具体的な仕様基準が提示されるなど、工事事業者が基準を容易に遵守できるような体制が整えられている。投資促進の観点からは、消費者や施工主に対して低利融資や補助金支給といった支援策が設けられている。また、そのための省エネ性能評価を民間事業者の活用によりスムーズに行えるよう、制度設計がなされている。こうした事例を参照し、日本の現状と照らし合わせた適切な促進策を提示することが必要である。

一方で、既存住宅・建築物に関する対応に関しては、適合義務化が議論の俎上には載っ

ているものの、具体的な内容や目標年の決定には至っていない。国土交通省がまとめた「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第一次報告案）」では、増改築時における性能向上はコスト面や構造上の制約が大きいといった課題を踏まえた上で、適用する省エネ基準の水準を新築とは別に検討する必要性を指摘している。加えて、現行の増改築を伴わない改修工事や修繕に係る届出制度は、手続きが届出側・受理側双方にとって負担となっていることを指摘し、これを廃止して手続の負担が少ない形式での義務化を検討するべきと述べている。

既存住宅・建築物の高断熱化に向けた改修や設備の更新は、新築に比べ単体の省エネ効果は小さいものの、総ストックに占める無断熱あるいは最新の基準に適合しない住宅・建築物の割合を考慮するなら、全体の省エネ性能を底上げする意味で重要である<sup>5</sup>。欧州の事例では、改修に際しても新築と同等の厳格な省エネ基準の適合を義務化し、遵守しない場合の罰則規定を設定している場合がある。こうした改修にかかわる欧州での省エネ規制が、消費者による高断熱化に関する意識を向上させているとも指摘できる。

日本でも、既存住宅・建築物での省エネ改修に関する義務化の議論と並行して、省エネ改修促進に向けた経済インセンティブを付与し、複層ガラスなどを用いた高効率窓や壁面断熱の導入を促進することで、住宅・建築物のエネルギー性能改善をすることが望まれる。2015年1月9日の補正予算で省エネ住宅ポイント制度の実施が閣議決定され、同3月10日から申請受付が開始された。前回の住宅エコポイント実施と同様に、経済的インセンティブ付与による省エネ住宅の普及・省エネ改修の推進、そして消費者啓発の観点からも大きな効果を上げることが期待される。

（文責 土井 菜保子）

（出所）

- [1] 国土交通省. 「建築物のエネルギー性能の向上に関する法律案について」  
<http://www.mlit.go.jp/common/001084044.pdf>
- [2] 国土交通省. 「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第一次報告案）」  
<http://www.mlit.go.jp/common/001066468.pdf>
- [3] 国土交通省. 「省エネ住宅に関するポイント制度について」  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr4\\_000046.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000046.html)

---

<sup>5</sup> 2012年の業務用の新築建築物のうち、省エネ基準を達成しているものは80%に達しているが、住宅では40%に留まる。ストックレベルでみると、日本における無断熱の建築物は全体の50%、無断熱の住宅は35%に上ると推計される。